

[事案 2022-287] 新契約取消請求

・令和5年10月24日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明義務違反等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年2月に銀行を募集代理店として契約した無配当通貨指定型一時払個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は、本契約について、所得税の対象となる所得を計算する際、一時払保険料（米ドル建）と解約払戻金（米ドル建）との差額が所得であると認識していたが、実際には、契約時の為替レートで換算する一時払保険料（米ドル建）の円換算額と、解約払戻金（米ドル建）を受け取った日の為替レートの解約払戻金の円換算額との差額が所得となるが、募集人はこれを説明しなかった。
- (2) 設計書には、3年以上経過すれば解約払戻金は保険料以上になるという虚偽の記載があり、募集人もそのように説明した。
- (3) 保険会社は、自分が送付した契約取消通知書を受け取った令和4年9月に既払込保険料を返還するべきであり、保険会社は資産運用の機会を妨害した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成31年2月に銀行に来店し、外貨普通預金にある資金の取扱いを募集人に相談し、募集人は、外貨建保険商品を案内した。申立人は、外貨定期預金より、外貨建保険商品のほうが確定した高い利率で増やすことができる点が気に入り、本契約への加入意向を示した。
- (2) 募集人は、申立人に、短期間で解約した場合、解約払戻金が支払保険料を下回ることを説明すると、申立人は「はい、3年ですね、わかりました。使う予定はないので大丈夫です」と発言した。
- (3) 募集人は、申立人に契約締結前交付書面兼商品パンフレットを交付し、契約から5年以内に解約した場合の税制上の取扱い等を含め、重要事項を説明した。
- (4) 本契約の解約払戻金は、設計書の解約払戻額例表のとおり、経過年数3年で一時払保険料を上回る。契約から5年以内に解約した場合は差益に対して源泉分離課税がなされ、課税後の受取金額は、解約時の為替レートの変動により税金額が変わるため、為替レートによっては一時払保険料を下回ることがある。
- (5) 当社が申立人に一時払保険料を返還する理由はなく、申立人は当社に解約請求も行っていない。したがって、申立人の資産運用の機会を妨害していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段

の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。